

## 介護保険に関するお問い合わせ

世田谷区介護保険課または  
お住まいの地区を担当する  
あんしんすこやかセンター、  
各総合支所保健福祉課へ(P.16～P.19)



### 介護保険課へのお問い合わせ先

担当係名	内容	電話番号	ファクシミリ番号
管理係	介護保険の計画 策定・財政管理	5432-2298	5432-3059
資格保険料係	被保険者証、 負担割合証、 保険料、納付相談	5432-2643	5432-3042
保険給付係	保険の給付、 負担限度額認定証、 高額介護サービス費	5432-2646	

電話番号のかけ間違いにご注意ください。

※掲載内容は、令和8年6月現在のものです。その後の制度改正等により、内容に変更が生じることがあります。あらかじめご了承ください。

※電話番号、ファクシミリ番号は、市外局番の「03」を省略しています。

発行 令和8年6月(世田谷区広報印刷物登録番号No.2456)

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区 高齢福祉部 介護保険課

ホームページ <https://www.city.setagaya.lg.jp/>



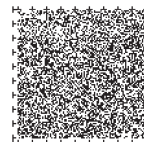
すこやかで安心な毎日を

# 介護保険のてびき

令和8年度版



被保険者証は、介護保険サービスを利用するための要介護・要支援認定の申請や、サービス利用の際に必要なとなりますので、大切に保管してください。



世田谷区

# 介護保険制度のしくみ

## 介護保険は社会全体で「介護」を支えあう制度です

40歳以上の方が介護保険の被保険者となって保険料を納め、介護や支援が必要となったときに介護保険サービスを利用することができる公的保険制度です。なお、介護保険サービスを利用した際は、介護保険の給付の対象となるものについて1割～3割※を利用者が負担することとなります。

※一定以上の所得がある方は2割または3割の利用者負担となります。

### 介護保険とは

全国的に少子高齢化が進行する中で、核家族化や介護者の高齢化、介護の長期化・重度化などの社会問題が生まれました。

そこで、介護を必要とする人を社会全体で支えるための社会保障制度として平成12年度に介護保険制度は始まりました。

介護保険制度は、介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域でできる限り自立した日常生活を送ることができるよう、必要なサービスを利用者みずからの選択に基づいて利用が可能な制度です。

### 目次

- 介護保険制度のしくみ ..... 3～5
- 65歳以上の方の介護保険料 ..... 6～7
- 身近な福祉のご相談 ..... 8
- 介護予防・日常生活支援総合事業のご案内 ..... 9～10
- 介護保険で利用できるサービス ..... 11～12
- 介護保険サービスの利用方法 ..... 13
- 介護保険サービスの利用者負担 ..... 14
- 区公式LINEによる高齢・介護情報の提供 ..... 15
- 家具転倒防止器具の取付支援 ..... 15
- 身近な福祉の相談窓口 ..... 16～19

※区ホームページ検索メニューをクリックし、ページIDを入力すると該当ページを確認いただけます。

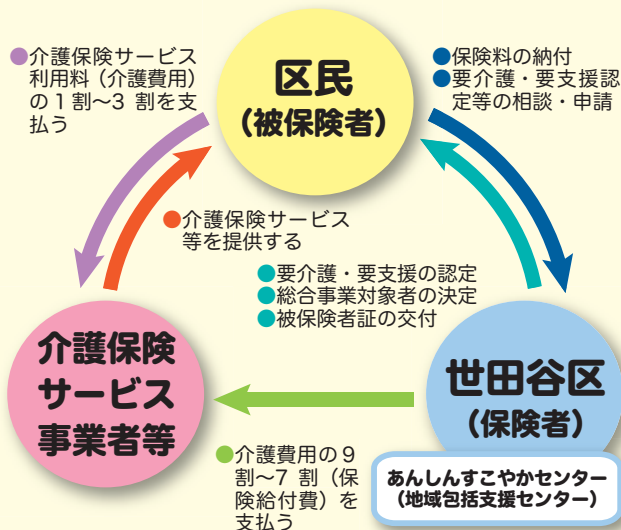


ページIDから探す



12464

検索



## 介護保険の加入者とは

介護保険の加入者(被保険者)は40歳以上の方です。  
加入者は第1号被保険者と第2号被保険者に分けられます。

▶ **第1号被保険者** 65歳以上の方

▶ **第2号被保険者** 40歳～64歳で医療保険に加入している方

※次の方は被保険者にはなりません。

- 日本国内に住所を有しない方
  - 身体障害者施設等、適用除外施設に入所している方
- 介護保険に加入するのは、40歳に到達した日\*からです。

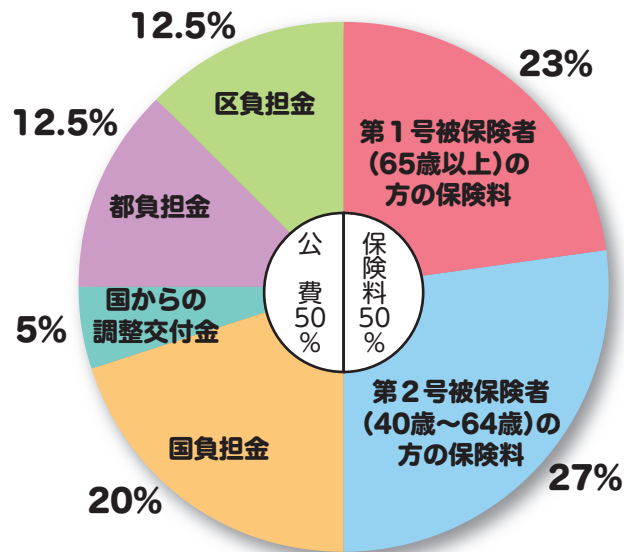
	第1号被保険者	第2号被保険者
介護保険サービスを利用できる方	・食事などの日常生活動作について常に介護が必要な方(要介護者) ・要介護となるおそれがあり、家事や身支度などの日常生活に支援が必要な方(要支援者、事業対象者)	特定疾病により、介護や支援が必要となった方
介護保険料	65歳に到達した月*から、所得に応じて18段階に定められた保険料を納付します。	40歳に到達した月*から、医療保険者が定める保険料を納付します。
被保険者証	全ての方にお届けします。	要介護・要支援の認定を受けたときにお届けします。
負担割合証	要介護・要支援認定者および事業対象者にお届けします。	要介護・要支援の認定を受けたときにお届けします。

- 外国籍の方は、原則、在留期間が3か月を超える方が介護保険の対象者です。

\*年齢計算二関スル法律および民法第143条の規定により、誕生日の前日が到達日となります。  
例：4月1日生まれ→3月31日到達日

## 介護保険事業の財源

介護保険サービスを利用する場合、原則として費用の1割～3割が利用者負担となり、残りの9割～7割が保険から給付されます。その財源は、半分を公費(税金)で負担し、残り半分を保険料として全国の人口の構成割合に応じて、65歳以上の方が23%、40歳～64歳の方が27%を負担します。



※上記の国・都の負担割合は、居宅給付費(施設等給付費以外の給付費)の割合です。

※施設等給付費(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護にかかる給付費)は、国負担金が15%、都負担金が17.5%に変わるほかは、同じ割合です。

## 65歳以上の方の介護保険料 (第1号被保険者)

3年を一期とする介護保険事業計画ごと  
に、被保険者数や介護保険サービスにかかる  
見込み費用等を基にして、保険料額の保険料  
段階を決定します。

65歳以上の方の年間保険料額は、ご本人の  
住民税課税状況と収入金額や所得金額、世帯の  
住民税課税状況を基に個人ごとに算定します。

★該当する保険料段階や年間保険料額は、区  
から別途お送りする「介護保険料のお知らせ」と「納入通知書(介護保険料額決定通知  
書)」によりご確認ください。

### 保険料の納付方法

納付方法は「特別徴収」と「普通徴収」とその両方  
の「併用徴収」の3種類です。希望に応じて納付方  
法を選択することはできません。

### 特別徴収

#### ●対象者

公的年金を年額18万円以上受給されている方  
※対象となる年金を受給されている方であって  
も年度の途中で65歳になった方や世田谷区に  
転入された方は、翌年度以降から特別徴収の開  
始となります。

●納付方法 公的年金からの納付(天引き)

### 普通徴収

#### ●対象者

年度の途中で65歳になった方、世田谷区に転入  
された方、特別徴収対象の年金が年額18万円未満  
の方など、特別徴収の対象とならない方

#### ●納付方法

納付書や口座振替での納付 区HP「2286」

#### ▶窓口でのご納付

金融機関等窓口で納付いただきます。納付でき  
る窓口は、納付書の裏面をご確認ください。

#### ▶キャッシュレスでのご納付

スマートフォンに対象アプリをインストールし  
て、納付書のバーコードを読み取り、納付できる  
サービスです。詳しくは区のホームページよりご  
確認ください。

区HP「2293」

#### ▶口座振替での納付

ご指定の口座情報を登録いただくことで、4月、  
5月、6月を除く毎月末日(末日が土日祝日の場  
合は翌営業日)に登録の金融機関口座から振替し  
ます。お申し込み方法等詳しくは区のホームペ  
ージよりご確認ください。

### 併用徴収

#### ●対象者

特別徴収が年度の途中から始まる方や年度の途  
中で終わる方、または年度の途中で保険料が変更  
になった方など

#### ●納付方法

特別徴収と普通徴収の両方での納付

## 身近な福祉のご相談

世田谷区には、高齢者に関する様々な相談をお受けする、身近な福祉の相談窓口(P.16～P.19を参照)があります。障害のある方や子育て中の方の相談もお受けします。また、高齢者の方が安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。気になることがあれば、ぜひご利用ください。

### あんしんすこやかセンターとは (地域包括支援センター)

健康・介護・生活のことなどのご相談に応じ、解決に向けて一緒に考えます。来所、電話、自宅等への訪問によりご相談に応じています。

### あんしんすこやかセンターの役割

○**介護保険サービス利用に関する相談・申請受付**  
介護保険サービス利用のための相談や要介護・要支援認定申請の受付ができます。

○**元気で過ごすためのお手伝い**

いきいき体操や介護予防講座の開催、ボランティア活動をご紹介します。

○**もの忘れが不安な方の相談**

もの忘れや認知症に関する心配、介護、家族会の紹介などの様々な相談をお受けします。

○**老後の心配ごとの情報提供**

終活や特殊詐欺、成年後見制度などの講座の開催、パンフレットの配布を行います。

気になることがあれば、まずはお電話ください。



## 介護予防・日常生活支援総合事業 のご案内

年を重ねて心身の機能が低下するのは仕方ないと思いませんか。

介護が必要になる前に予防に取り組み、自立した生活を送りましょう。

### ▶介護予防教室等

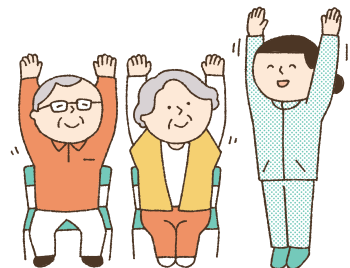
65歳以上のすべての区民の方を対象とした介護予防に関する講座です(参加費無料)。詳しくは、区のホームページよりご確認ください。か、あんしんすこやかセンターにお問い合わせください。

区HP「2295」

### ▶世田谷いきいき体操

世田谷区のオリジナル介護予防体操です。週1～2回、おもりを使った体操を続けることで、筋力が鍛えられ、日常生活の体の動きが楽になります。詳しくは、区のホームページよりご確認ください。

区HP「2299」



## ▶ サービス・活動事業

住民同士の支えあいの考え方を基本とした、介護予防や生活支援のニーズに応える多様なサービスです。

### ● 訪問を受けて利用する

- ・指定相当訪問型サービス
- ・指定生活援助サービス
- ・支えあいサービス  
(30分以内でできる簡単な家事のお手伝い)
- ・専門職訪問相談  
(運動機能や食事等のアドバイス)

### ● 通所して利用する

- ・指定相当通所型サービス
- ・指定運動器機能向上サービス
- ・地域デイサービス  
(地域住民などが運営する定期的な通いの場)
- ・介護予防筋力アップ教室～フレイル予防習慣化プログラム～  
(介護予防の講話と体操を行う教室)

★区が配布している冊子『せたがや健康長寿ガイドブック』から詳細をご確認いただけます。

区 HP「2297」

### サービスの利用のご相談は あんしんすこやかセンターへ

身体や生活の状況を伺いながら、サービスや情報をご紹介します。

お住まいの地区を担当するあんしんすこやかセンター(P.16～P.19を参照)にご相談ください。

区 HP「2428」

## 介護保険で利用できるサービス

### ★要支援1・2と認定された方

<b>● 訪問を受けて利用する</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防訪問看護</li> <li>・介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>・介護予防訪問入浴介護</li> <li>・介護予防居宅療養管理指導</li> </ul>	<b>● 通所して利用する</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防通所リハビリテーション(デイケア)</li> </ul>
<b>● 短期間入所する</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)</li> <li>・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)</li> </ul>	<b>● 生活環境を整える</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防福祉用具貸与</li> <li>・福祉用具購入費の支給</li> <li>・住宅改修費の支給</li> </ul>
<b>● 施設に入居・入所して利用する</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防特定施設入居者生活介護</li> </ul>	
<b>● 地域密着型介護予防サービス (世田谷区内に住所のある方が利用できるサービス)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防認知症対応型通所介護(デイサービス)</li> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>・介護予防認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)</li> </ul> <p>※要支援1の方は利用できません。</p>	

★要介護状態区分に合わせたサービスが受けられます。サービスの詳細は、区のホームページよりご確認ください。

区 HP「2253」

## 介護保険で利用できるサービス

### ★要介護1～5と認定された方

<b>●訪問を受けて利用する</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護(ホームヘルプサービス)</li> <li>・訪問看護</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・訪問入浴介護</li> <li>・居宅療養管理指導</li> </ul>	<b>●通所して利用する</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通所介護(デイサービス)</li> <li>・通所リハビリテーション(デイケア)</li> </ul>
<b>●短期間入所する</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所生活介護(ショートステイ)</li> <li>・短期入所療養介護(ショートステイ)</li> </ul>	<b>●生活環境を整える</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具貸与</li> <li>・福祉用具購入費の支給</li> <li>・住宅改修費の支給</li> </ul>
<b>●施設に入居・入所して利用する</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設入居者生活介護</li> <li>・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ※原則、要介護3～5の方が対象</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> </ul>	
<b>●地域密着型サービス</b> (世田谷区内に住所のある方が利用できるサービス) <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・夜間対応型訪問介護</li> <li>・地域密着型通所介護(デイサービス)</li> <li>・認知症対応型通所介護(デイサービス)</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>・認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)</li> <li>・地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム) ※原則、要介護3～5の方が対象</li> </ul>	

## 介護保険サービスの利用方法

### ①相談・申請

まずはお住まいの地区を担当する相談窓口(P.16～P.19を参照)にご相談ください。

### ②要介護・要支援認定

区の職員や区が委託した認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状況等について聞き取り調査を行います。認定調査結果と主治医意見書をもとに審査・判定を行います。

### ③認定結果の通知

### ④ケアプランの作成

### ⑤サービスの利用

要介護・要支援状態区分に合わせたサービスが受けられます。サービスの詳細は、区のホームページよりご確認ください。

区HP「2253」

★認定申請の詳細の手順は、区のホームページからご確認ください。

区HP「2252」

★区が配布している冊子『よくわかる介護保険』からも詳細の手順をご確認いただけます。

区HP「2229」

## 介護保険サービスの利用者負担

介護保険サービスを利用したときは、原則として費用の1割～3割を利用者が負担します。

### ①利用できる限度額

居宅サービスでは要介護度ごとに1か月に利用できる金額に上限があります。上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分の金額が利用者負担となります。

区HP「2238」

### ②高額介護(介護予防)サービス費等の支給

介護保険サービスの1か月に利用した在宅サービスや施設サービスの利用者負担額が一定の上限額を超えた場合、超えた額を申請により支給します。

区HP「2236」

### ③高額医療合算介護(介護予防)サービス費等の支給

介護保険と医療保険の両方を利用し、合算した年間(8月～翌年7月)の利用者負担額が限度額を超えた場合、超えた額を申請により支給します。

区HP「2241」

### ④介護保険施設に入所している方の居住費・食費の軽減

介護保険施設に入所またはショートステイを利用した際に、一定の要件を満たす方には、食費・居住(滞在)費の利用者負担を軽減する制度があります。

区HP「2237」

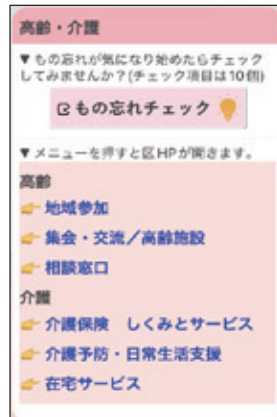
## 区公式LINEで高齢・介護情報を提供しています

区公式LINEアカウント「世田谷区」で、高齢・介護に関する情報などをご案内しています。そのほか、セグメント配信設定をすると、高齢者に関するイベント等の情報をお届けします。

### ●ご利用方法

区ホームページからご確認ください。

区HP「7745」



▲高齢・介護メニュー画面

【お問い合わせ先】高齢福祉課 管理係  
TEL 5432-2397 FAX 5432-3085

## 家具転倒防止器具の取付を支援します

●支援の上限は器具と取り付け費合わせて2万5千円までです。2万5千円を超える部分は申請者の負担となります。

●支援の利用は1住戸につき1回までです。同じ住戸で、すでにこの制度を利用された方は対象になりません。

区HP「2407」

【お問い合わせ先】防災街づくり課 耐震促進担当  
TEL 6432-7177 FAX 6432-7987  
令和8年12月28日以降(予定)  
TEL 5432-3559 FAX 5432-3114

## 身近な福祉の相談窓口

お住まいの地区を担当するあんしんすこやかセンターまたは保健福祉課地域支援担当にご相談ください。

### ●世田谷地域

名称	所在地	お住まいの区域	
あんしんすこやかセンター	池尻	池尻3-27-21	池尻1～3、池尻4(1～32番)三宿
		電話番号 5433-2512	
		ﾌｻｸｼﾞ 3418-5261	
	太子堂	太子堂2-17-1 2階	太子堂、三軒茶屋1
		電話番号 5486-9726	
		ﾌｻｸｼﾞ 5486-9750	
	若林	若林1-34-2	若林、三軒茶屋2
		電話番号 5431-3527	
		ﾌｻｸｼﾞ 5431-3528	
	上町	世田谷1-23-5 2階	世田谷、桜、弦巻
電話番号 5450-3481			
ﾌｻｸｼﾞ 5450-8005			
経堂	宮坂1-44-29	宮坂、桜丘、経堂	
	電話番号 5451-5580		
	ﾌｻｸｼﾞ 5451-5582		
下馬	下馬4-13-4	下馬、野沢	
	電話番号 3422-7218		
	ﾌｻｸｼﾞ 3414-5225		
上馬	上馬4-10-17	上馬、駒沢1・2	
	電話番号 5430-8059		
	ﾌｻｸｼﾞ 5430-8085		
世田谷総合支所保健福祉課	世田谷4-22-33 区役所第2庁舎3階	世田谷地域全域	
	電話番号 5432-2850		
	ﾌｻｸｼﾞ 5432-3049		

### ●北沢地域

名称	所在地	お住まいの区域	
あんしんすこやかセンター	梅丘	梅丘1-61-16	代田1～3、梅丘、豪徳寺
		電話番号 5426-1957	
		ﾌｻｸｼﾞ 5426-1959	
	代沢	代沢5-1-15	代沢、池尻4(33～39番)
		電話番号 5432-0533	
		ﾌｻｸｼﾞ 5433-9684	
	新代田	羽根木1-6-14	代田4～6、羽根木、大原
		電話番号 5355-3402	
		ﾌｻｸｼﾞ 3323-3523	
	北沢	北沢2-8-18 北沢タウンホール 地下1階	北沢
電話番号 5478-9101			
ﾌｻｸｼﾞ 5478-8072			
松原	松原5-43-28	松原	
	電話番号 3323-2511		
	ﾌｻｸｼﾞ 5300-0212		
松沢	赤堤5-31-5	赤堤、桜上水	
	電話番号 3325-2352		
	ﾌｻｸｼﾞ 5300-0031		
北沢総合支所保健福祉課	北沢2-8-18 北沢タウンホール10階	北沢地域全域	
	電話番号 6804-8701		
	ﾌｻｸｼﾞ 6804-8813		

#### ●あんしんすこやかセンターの窓口開設時間

午前8時30分～午後5時

(日曜・祝日・12月29日～1月3日を除く)

※あんしんすこやかセンターは、まちづくりセンターと同じ建物にあります。

#### ●総合支所保健福祉課地域支援担当の窓口開設時間

午前8時30分～午後5時

(土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日を除く)

## ●玉川地域

名称	所在地	お住まいの区域
奥 沢	奥沢3-15-7	東玉川、 奥沢1~3
	電話番号 6421-9131	
	ﾌﾌｸｼﾌｼ 6421-9137	
九品仏	奥沢7-35-4	玉川田園調布、 奥沢4~8
	電話番号 6411-6047	
	ﾌﾌｸｼﾌｼ 6411-6048	
等々力	等々力3-4-1 玉川総合支所2階	玉堤、等々力、 尾山台
	電話番号 3705-6528	
	ﾌﾌｸｼﾌｼ 3703-5221	
上野毛	中町2-33-11	上野毛、野毛、 中町
	電話番号 3703-8956	
	ﾌﾌｸｼﾌｼ 3703-5222	
用賀	用賀2-29-22 2階	上用賀、用賀、 玉川台
	電話番号 3708-4457	
	ﾌﾌｸｼﾌｼ 3700-6511	
二子玉川	玉川4-4-5 2階	玉川、瀬田
	電話番号 5797-5516	
	ﾌﾌｸｼﾌｼ 3700-0677	
深 沢	駒沢4-33-12	駒沢3~5、 駒沢公園、新町、 桜新町、深沢
	電話番号 5779-6670	
	ﾌﾌｸｼﾌｼ 3418-5271	
玉川総合支所 保健福祉課	等々力3-4-1 玉川総合支所2階	玉川地域全域
	電話番号 3702-1894	
	ﾌﾌｸｼﾌｼ 5707-2661	

あんしんすこやかセンター

身近な福祉の相談窓口

## ●砧地域

名称	所在地	お住まいの区域
祖師谷	祖師谷4-1-23	祖師谷、 千歳台1・2
	電話番号 3789-4589	
	ﾌﾌｸｼﾌｼ 3789-4591	
成 城	成城6-3-10	成城
	電話番号 3483-8600	
	ﾌﾌｸｼﾌｼ 3483-8731	
船 橋	船橋4-3-2	船橋、 千歳台3~6
	電話番号 3482-3276	
	ﾌﾌｸｼﾌｼ 5490-3288	
喜多見	喜多見5-11-10	喜多見、宇奈根、 鎌田
	電話番号 3415-2313	
	ﾌﾌｸｼﾌｼ 3415-2314	
砧	砧5-8-18	岡本、大蔵、砧、 砧公園
	電話番号 3416-3217	
	ﾌﾌｸｼﾌｼ 3416-3250	
砧総合支所 保健福祉課	成城6-2-1 砧総合支所1階	砧地域全域
	電話番号 3482-8193	
	ﾌﾌｸｼﾌｼ 3482-1796	

あんしんすこやかセンター

身近な福祉の相談窓口

## ●烏山地域

名称	所在地	お住まいの区域
あんしんすこやかセンター	上北沢	上北沢4-32-9
		電話番号 3306-1511
		ﾌﾌｸｼﾌｼ 3329-1005
上祖師谷	上祖師谷	上祖師谷2-7-6
		電話番号 5315-5577
		ﾌﾌｸｼﾌｼ 3305-6333
烏 山	烏山	南烏山6-4-26 4階
		電話番号 3307-1198
		ﾌﾌｸｼﾌｼ 3300-6885
烏山総合支所 保健福祉課	烏山	南烏山6-22-14 烏山総合支所3階
		電話番号 3326-6136
		ﾌﾌｸｼﾌｼ 3326-6154

あんしんすこやかセンター